ＥＴＣソリューションサービス申込書

協同組合西日本プラスチック購買センター　御中
株式会社ジェーシービー　御中

当社（個人事業主含む）は、会員規約（法人用）および裏面のETCソリューション
サービス規約を承認のうえ、下記のとおりETCソリューションサービスおよび
ETCスルーカードNを申し込みますので、審査のうえ入会が認められた場合、
ETCソリューションサービスの登録およびカードを発行してください。

お申込日	年　月　日

①お申込法人(または個人事業主)について

フリガナ		フリガナ	
法人名 または 個人事業所名		代表者名	法人印 個人事業主の 場合は 代表者印
フリガナ			
所在地	〒　－ TEL　（　）		

②管理責任者

フリガナ		フリガナ	
管理責任者 お名前	印	所属部署名	
		ご連絡先	TEL　（　） FAX　（　）

③請求書送付先

※お申し込み後の連絡先として使用させていただきますのでご了承ください。

フリガナ			
住　所	〒　－		
フリガナ		部署名	
法人名 または 個人事業所名		担当者名	

④発行希望枚数

発行希望枚数	枚

⑤英字社名

※アルファベット大文字で２２文字までご指定ください。**スペースを必ず一箇所ご指定ください。**スペースも一文字です。

⑥車両番号およびＥＴＣ車載器番号

01	登録番号	
	車載器管理番号	－　－
02	登録番号	
	車載器管理番号	－　－
03	登録番号	
	車載器管理番号	－　－
04	登録番号	
	車載器管理番号	－　－
05	登録番号	
	車載器管理番号	－　－
06	登録番号	
	車載器管理番号	－　－
07	登録番号	
	車載器管理番号	－　－
08	登録番号	
	車載器管理番号	－　－

●ETC車載器番号記入欄
本サービスはETC車載器を保有している
ことが前提となりますので、左記事項への
ご記入が必須事項となります。
1IDにつき、カードを4枚まで登録可能
ですので、発行希望枚数÷4IDを
下記案内に従いご記入ください。

発行希望枚数
1～4枚お申込の方･･･01の欄
5～8枚お申込の方･･･01、02の欄
9～12枚お申込の方･･･01～03の欄
13枚～15枚お申込の方･･･01～04の欄
17枚以上お申込の方･･･
4枚単位で1つの欄にご記入ください。

登録番号記入方法

大阪500あ1234
なにわ300い567
と、左づめでご記入下さい。

車載器管理番号記入方法

5桁－8桁－6桁の数字をご記入下さい。

車載器管理番号はETC車載器をセットアップ
した際に発行される「ETC車載器セットアップ
申込書･証明書」内に記載されております。

ＥＴＣソリューションサービス規約

第１条（総則）
（１）「ＥＴＣソリューションサービス（以下「ソリューションサービス」といいます。）」とは、本申込書においてソリューションサービスおよびＥＴＣスルーカードＮを申し込む法人（個人事業主を含みます。以下同じ。）が協同組合西日本プラスチック購買センター（以下「所属団体」といいます。）と株式会社ジェーシーピー（以下「ＪＣＢ」といいます。）または所属団体、ＪＣＢ，株式会社ジェーシーピーの指定するカード発行会社（以下「当社」といい、「ＪＣＢ」と併せて「ＪＣＢ等」といいます。）の提携に基づき、所属団体が会員に提供するソリューションサービスです。
（２）本規定は、本条（５）に定める会員のソリューションサービス利用について適用されます。なお、当社がＪＣＢの場合には、本規定における「当社」および「ＪＣＢ等」は、いずれも「ＪＣＢ」と読み替えて適用されます。
（３）ＪＣＢ等が定めるＪＣＢ会員規約（法人用）（以下「会員規約」といいます。）および東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく有料道路事業者のうち、ＪＣＢ等がＥＴＣ決済契約を締結した事業者（以下「道路事業者」といいます。）が別途定めるＥＴＣマイレージサービス利用規約ならびにＥＴＣシステム利用規程を承諾のうえ、第２条に定める手続きにより、本カードの発行を申込み、ＪＣＢ等がこれを認めた法人を「法人会員」といい、ソリューションサービスを利用できるものとします。ただし、会員規約の定めにかかわらず、会員規約に基づくクレジットカード（以下「親カード」といいます。）については、物理的なカードは発行されません。ＪＣＢ等は、親カードにつき、カード使用者氏名、会員番号、カードの有効期限等（以下「カード情報」といいます。）を、書面その他の方法により、法人会員および所属団体に対し通知します。
（４）ＪＣＢ等が、本カードの使用者として認めた法人会員の役員および従業員を「カード使用者」といいます。
（５）法人会員とカード使用者をあわせて「会員」といいます。
（６）カード使用者の本カード使用による代金の支払い、その他本カードにより生じる一切の責任は法人会員が負うものとします。また、カード使用者は、法人会員と連帯して債務履行の責任を負うものとします。ただし、代表権を有しないカード使用者は、自己の利用に基づく債務についてのみ責任を負うものとします。
（７）法人会員とＪＣＢ等の契約は、ＪＣＢ等が入会を承認したときに成立するものとし、当社は本規約に従い所属団体を経由して会員に本カードを貸与します。
（８）会員は、本規約および会員規約の定めに従って本カードを利用するものとします。また、ＥＴＣシステムにより利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項についてはＥＴＣシステム利用規程に定めるところによるものとします。
（９）カードはＥＴＣシステムを利用するための専用カードで、道路事業者所定の料金所においては、本カードを提示し道路事業者所定の料金所において料金支払いを申し出ることにより道路事業者所定の有料道路を通行することができます。
（１０）会員は、道路事業者が別途定めるＥＴＣマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」といいます。）に基づき、本カードを登録カードとしてマイレージ登録し、マイレージ規約で定めるＥＴＣマイレージサービス（以下「マイレージサービス」といいます。）を利用することができます。なお、会員のマイレージサービスのマイレージ登録については、第３条で定めるとおりとします。
（１１）所属団体は、法人会員にソリューションサービスを提供するものとし、所属団体は、本カード利用に関して発生する別表記載の各種事務手続きを法人会員に代わり行うものとします。
（１２）法人会員は、前項の手続きの代行に必要な一切の権限を所属団体に授与するものとします。

第２条（カードの発行）
（１）法人会員は、本カード発行に必要となる当社所定の入会申込書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、所属団体に送付するものとします。
（２）所属団体は、前項により法人会員から受領した入会申込書を当社に対して送付するものとします。
（３）当社は、前項により所属団体から受領した入会申込書記載のカード申込データに基づき、審査のうえ本カードを発行し、所属団体に送付するものとします。
（４）本カードの発行については、ＪＣＢ等所定の金融機関（以下「提携金融機関」といいます。）が、会員および所属団体の当社に対する本カード利用に伴う一切の債務につき、当社に対し、ＪＣＢ等が適当と認める内容の保証（以下「本件保証」といいます。）をすることが条件となります。所属団体は、所属団体・当社間のＥＴＣソリューションサービス提携契約書締結時に、提携金融機関における本件保証にかかる保証書を添えて、入会を申し込むものとします。なお、本件保証内容は所属団体および当社間のＥＴＣソリューションサービス提携契約書に定めるものとします。
（５）所属団体は、当社から本カードを受領後、法人会員に代わって第３条に定めるマイレージサービスに関する事務手続きを行い、当該手続き完了後に法人会員に対して本カードを送付するものとします。
（６）法人会員は、本カード受領後、本カードの表示に誤りがないことを確認し、誤りがある場合は直ちに所属団体に通知するものとします。
（７）本カードの所有権は当社に帰属します。
（８）会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、会員は、本カードを第三者に貸与、譲渡或いは担保提供することはできないものとします。

第３条（マイレージサービスへの登録）
（１）法人会員は、原則として会員が使用する全ての本カードについてマイレージサービスを利用するものとし、マイレージサービスを利用するために必要な登録（以下マイレージ登録といいます。）にかかる事務手続きを所属団体に委託するものとし、所属団体はマイレージ登録を行うものとします。
（２）法人会員は、マイレージサービスの利用を停止する場合は、所属団体および当社が定める書面により所属団体に通知するものとします。

第４条（カードの有効期限、利用可能枠）
（１）本カードの有効期限はＪＣＢ等が指定するものとし本カード上に表示した年月の末日までとします。
（２）ＪＣＢ等は、本カードの有効期限までに法人会員から解約の申し出がなく、かつＪＣＢ等が認める場合、有効期限を更新した新たな本カードを法人会員に発行します。
（３）本カードの利用可能枠は、当社所定の金額とします。会員は、利用可能枠を超えた本カード利用についても、当然に支払義務を負うものとします。

第５条（再発行）
本規約に定める所定の手続きによらず、本カードが再発行され、それにより本カード番号が変更となった場合には、道路事業者が実施するマイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度などの登録型割引制度を利用する法人会員は、自ら道路事業者所定のカード番号の変更手続きをおこなうものとし、変更手続きが完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことを予め承諾するものとします。所属団体、ＪＣＢ等は、本カードの利用が割引対象とならないことにより法人会員が被った損失・損害について一切の責任を負わないものとします。

第６条（カード利用代金等の支払）
（１）会員は、本カード利用にかかる、第１条第８項に定めるＥＴＣシステム利用規程に基づいてＥＴＣシステムに記録された料金または支払を申し出た料金を、親カードと同様の方法で当社に支払うものとします。
（２）会員は、前項に基づき当社が会員に対して有する本カード利用代金債権について所属団体に立替払いを委託し、所属団体はこれを受託します。
（３）所属団体は、当社所定の日に、当該本カード利用代金債権相当額（以下「立替金」といいます。）を会員に代わり当社に支払うものとし、会員は、所属団体所定の日に、所属団体に対し、当該立替金を支払うものとします。
（４）第１項の料金は道路事業者の請求データに基づくものとし、会員は当該請求データの金額を所属団体を経由して当社に支払うものとします。道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で解決するものとします。
（５）第１項、第２項および第３項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら料金を徴収する場合、会員は、当社が道路事業者に対して料金の徴収に必要な情報を提供することがあることについて予め承諾するものとします。
（６）所属団体が法人会員に代わって当社に対して支払うべき支払金について、法人会員から所属団体への入金の有無にかかわらず、所属団体から当社への支払いがなされなかった場合、当社は当該料金等を直接会員へ請求できるものとし、会員はこれに応じるものとします。
（７）所属団体は、本カードの発行ならびに利用にともない発生するカード年会費、およびＥＴＣカード利用データ還元手数料を法人会員に代わって当社に支払うものとします。

第７条（所属団体との精算等）
（１）法人会員は、前条の立替金および所属団体が提供するソリューションサービスの対価（以下「ソリューションサービス料」といいます。）を含めた本カード利用代金を所属団体の請求に従い、所属団体に支払うものとします。ただし、前条に定める所属団体の当社に対する立替払いがなされなかった場合、法人会員は所属団体に対する支払の有無にかかわらず、当社所定の方法により当社に直接、本カード利用代金を支払うものとします。
（２）所属団体は、法人会員に対して、前項に定める本カード利用額を以下のとおり請求するものとします。

マイレージサービス 適用利用額請求方法	所属団体は、本カード利用代金実額ではなく、 マイレージサービスの適用を受けたカード利用額 （以下「マイレージサービス利用額」といいます。） に92/100を乗じた額（ただし小数点以下切捨）を 税込請求金額として法人会員に請求するものとします。
マイレージサービス 還元額適用利用請求方法	所属団体は、マイレージサービスの還元額 （以下「還元額」といいます。）での利用に対し、 還元額からの利用額に92/100を乗じた額（ただし 小数点以下切捨）を税込請求金額として法人 会員に請求するものとします。
マイレージサービス 適用外利用額請求方法	所属団体は、本カード利用におけるマイレージ サービスの適用外利用料金の実額に92/100を 乗じた額（ただし小数点以下切捨）を税込請求 金額として法人会員に請求するものとします。

（３）当社は所属団体に対し会員の道路事業者の請求データに基づくＥＴＣ利用詳細データを預託するものとします。所属団体は当社より受領したＥＴＣ利用データに基づき前項の立替金を算出し、法人会員へ　請求するものとします。
（４）ＥＴＣ利用詳細データの扱いに関し、所属団体は所属団体の責任において厳正に管理するものとします。
（５）ＥＴＣ利用詳細データに疑義がある場合は、法人会員、所属団体および道路事業者間で解決するものとします。

第８条（本カードの退会）
（１）会員は、理由の如何を問わず本カードの利用を停止する場合は、所属団体に対して所属団体および当社が定める書面にて届け出るとともに、当該カード（以下「利用停止カード」といいます。）を所属団体を経由して当社に返還するものとします。
（２）所属団体は、会員から利用停止の届け出を受領し、かつ、利用停止カードの返還を受けた場合、直ちに道路事業者に対してマイレージサービスの解約を依頼するものとします。

第９条（利用停止）
（１）当社は、法人会員が本規約もしくは会員規約その他関連諸規約の各条項の一に違反した場合または本カードの使用状況が適当でないと判断した場合、もしくは法人会員または所属団体より当社への支払がなされないと当社が判断した場合、法人会員に通知することなく本カードの利用停止の措置をとることができるものとし、法人会員は予めこれを承諾するものとします。
（２）ＪＣＢ等は、本カードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決しもしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。

第１０条（カードの処分）
（１）法人会員は、有効期限の失効した本カードについては、所属団体を経由して当社に返還するものとします。
（２）法人会員は、第８条第１項に定める本カードの返還および前項に定めるカードの返還を遅延し、それによって当該カードが使用された場合には、利用金額全額を第６条および第７条の定めに従い所属団体を経由して当社に支払うものとします。

第１１条（カードの破損）
（１）法人会員は、本カードに変形、破損、接触不良等が生じた場合は、所属団体に対して所属団体および当社が定める書面にて届け出るとともに、当該カードを所属団体を経由して当社に返還するものとします。
（２）ＪＣＢ等は、ＪＣＢ等が適当と認める場合に限り、破損に伴う本カードの再発行を行うものとします。

第１２条（カードの紛失・盗難）
（１）会員は、本カードの紛失・盗難にあったときは、速やかに所属団体および当社に連絡の上、所轄の警察署または交番にその旨を届出るとともに、当社所定の届出書を所属団体を経由して当社に提出するものとします。
（２）本カードの紛失、盗難などにより、他人に本カードを使用された場合、会員規約の「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が適用されるものとし、他人による使用について所属団体は一切の責任を負わないものとします。また、本カードを車内に放置していた場合、紛失、盗難について重大な過失があったものとみなします。
（３）前項に拘らず、本カードの紛失、盗難時より法人会員の届出に基づき道路事業者が当該カードの利用停止措置を行うまでの間に他人が利用した遣元額は法人会員が負担するものとします。

第１３条（善管注意義務）
会員は、本カードの利用に関し不正が起こらないよう善良な管理者の注意をもって本カードの管理にあたるものとします。また、法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、カード使用者をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には、当社に対し、連帯して責任を負うものとします。

第１４条（情報の共有）
所属団体、ＪＣＢ等は、円滑なソリューションサービスを行うにあたり、ソリューションサービスの運用に必要な範囲において会員ならびに本カード利用内容等の情報を互いに共有するものといたします。

第１５条（道路事業者への情報提供）
法人会員は、第６条第５項の場合において、道路事業者が自ら料金を徴収するために、当社が道路事業者に対し必要な範囲で会員の氏名、住所、電話番号等、会員情報を提供することを予め承諾するものとします。

第１６条（契約解除）
法人会員が次の各号の一に該当するときは、所属団体、ＪＣＢおよび当社はそれぞれ、通知・催告その他の手続きを要せず直ちに本規約その他関連諸規約を解除できるものとします。会員はいずれの場合においても所属団体、ＪＣＢおよび当社所定の方法により本カードの解約手続きを行うとともに、本カードを直ちに所属団体を経由して当社に返還するものとします。ただし、この場合、所属団体、ＪＣＢおよび当社それぞれの法人会員に対する損害賠償の請求を妨げません。
１．入会時に虚偽の申告をしていたことが判明したとき。
２．会員が本規約に基づく利用資格を喪失した場合。
３．会員が本規約または会員規約その他関連諸規約の各条項の一に違反したり、本カードの使用状況が適当でないと所属団体、ＪＣＢまたは当社が判断した場合。
４．ＪＣＢ等が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。
５．所属団体および当社間で別途定める「ＥＴＣソリューションサービス提携契約」が不成立もしくは無効となり、または理由のいかんを問わず終了した場合。
６．提携金融機関の当社に対する本件保証が不成立もしくは無効となり、または理由のいかんを問わず効力を失った場合。
７．小切手または手形の不渡りを１回でも発生させるなど支払停止状態になったとき。
８．破産、特定調停、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくはその他倒産手続開始の申立がなされたとき。
９．差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
１０．営業の全部もしくは重要な一部を譲渡し、またはその決議をしたとき。
１１．競売を申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第２条に基づく通知を受けたとき。
１２．営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき。
１３．経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があると乙が判断したとき。
１４．前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたと所属団体、ＪＣＢまたは当社が判断したとき。
１５．その他、所属団体、ＪＣＢまたは当社が必要と判断したとき。

第１７条（契約解除時の措置）
前条の定めに基づき本規約が解除された場合は、会員は所属団体または当社に対する残債務全額を支払うものとします。。

第１８条（情報・カード管理）
所属団体およびＪＣＢ等は、本規約に基づき取扱われる法人会員の情報およびカードの管理に関し、善良なる管理者の注意をもって所定の方法にて厳正に管理し、情報漏洩の防止、目的外利用の禁止等プライバシー保護の徹底および管理物の紛失、滅失、盗難等の防止をはかることとします。

第１９条（類似行為）
法人会員および所属団体は、本規約と同一趣旨の契約を所属団体およびＪＣＢ等以外の第三者と締結する場合、事前に書面にて所属団体およびＪＣＢ等に通知し、承諾を得るものとします。

第２０条（秘密保持）
（１）法人会員、所属団体およびＪＣＢ等は、本規約の履行に関し知り得た相手先の技術上、営業上の一切の秘密を第三者に漏洩しないものとします。
（２）法人会員、所属団体およびＪＣＢ等が前項に違反し、相手先に損害が生じた場合、秘密を漏洩した者は、その一切の損害を賠償するものとします。

第２１条（免責）
（１）ＪＣＢ等は、法人会員に対して、事由の如何を問わず、本カードの利用代金決済に関する事項を除き、ソリューションサービス、ＥＴＣシステム、車載器、道路上での事故および車載器に関する一切の紛議に関し、これを解決しもしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。なお、所属団体は法人会員に対して、事由の如何を問わず、本カードの利用代金決済およびソリューションサービスに関する事項を除き、ＥＴＣシステム、車載器、道路上での事故および車載器に関する一切の紛議に関し、これを解決しもしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。法人会員は、車両の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ず本カードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、本カードの使用をやめ、直ちに所属団体または当社に通知するものとします。
（２）所属団体およびＪＣＢ等は、本カードの機能不良に基づく、法人会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。

第２２条（合意管轄）
法人会員、所属団体およびＪＣＢ等は、本規約に関する一切の訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第２３条（本規約の改定）
本規約が改定され、所属団体およびＪＣＢ等がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と会員規約が相違する場合は、本規約が優先されるものとします。

第１条別表　所属団体が実施するサービスの内容

１．新規で本カードを発行し、マイレージサービスを利用する場合	
本カードの申し込み	法人会員から受領したカード申込書に基づき、 ＪＣＢへの本カード申し込みを行います。
マイレージサービスの登録	マイレージサービスの利用に必要なマイレージ登録を行います。
マイレージポイントおよび還元額の管理	カードの利用に応じたマイレージポイントの管理を 行います。また、ポイントを所定の還元額に交換し、 交換した還元額の管理を行います。
２．本カードを紛失した場合	
道路事業者への指示	・法人会員から受領したカード紛失届に基づき、道路 事業者に対しマイレージサービス利用停止および還元額 利用停止の指示を行います。 ・本カード再発行後、道路事業者に対して変更依頼書を 提出し、マイレージ登録情報（カード番号）の変更指示を 行うと同時にマイレージポイントおよび還元額の残高 移行手続きの指示を行います。
カード再発行手続き	法人会員から受領したカード紛失届に基づき、 ＪＣＢに対して本カードの利用停止ならびに 再発行の指示を行います。
３．本カードを利用した場合	
カード利用代金のカード発行会社への立替払い	当カード利用代金相当額（立替金）を法人会員に 代わりカード発行会社に支払います。
各種手数料の支払い	本カードの発行および利用にともない発生する カード年会費、ＥＴＣカード利用データ還元手数料を 法人会員に代わりカード発行会社に支払います。
法人会員へのカード利用代金の請求 （所属団体のソリューションサービス料を含む）	１．マイレージサービス適用利用額請求方法 所属団体は、本カード利用代金実額ではなく、 マイレージサービスの適用を受けたカード利用額 （以下「マイレージサービス利用額」といいます。） に92/100を乗じた額（ただし小数点以下切捨）を 税込請求金額として法人会員に請求するものとします。 ２．マイレージサービス還元額適用利用請求方法 所属団体は、マイレージサービスの還元額 （以下「還元額」といいます。）での利用に対し、 還元額からの利用額に92/100を乗じた額（ただし 小数点以下切捨）を税込請求金額として法人 会員に請求するものとします。 ３．マイレージサービス適用外利用額請求方法 所属団体は、本カード利用におけるマイレージ サービスの適用外利用料金の実額に92/100を 乗じた額（ただし小数点以下切捨）を税込請求 金額として法人会員に請求するものとします。